

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に寄せられたご意見の要旨と国土交通省の考え方

寄せられたご意見の趣旨	国土交通省の考え方
○建売住宅、分譲住宅、賃貸住宅等においては、就寝室が確定していないなど、図面に明示できない場合があるのではないか。	建築確認における提出書類である「各階平面図」に、住宅用防災機器の位置及び種類を記載することとし、建築確認において、建築基準関係規定に適合するかどうかを確認することとなります。
○建築確認時に就寝室が確定していない場合、すべての居室を住宅用火災警報機の設置対象として明示するべきか。	すべての居室について就寝室として利用することが想定されるのであれば、当該就寝室が、建築基準関係規定に適合するかどうかを確認することとなります。
○完了検査時に、現地において図面どおりに設置されていない場合は、設置されるまで検査済証の交付はできないことになるのか。	完了検査における提出書類である「完了検査申請書第4面(工事監理の状況)」の備考欄に、住宅用防災機器の位置及び種類について記載することとし、完了検査において、建築基準関係規定に適合するかどうかを検査することとなります。
○消防法第9条の2による住宅用防災器機の設置義務者は関係者とされており、所有者、管理者、占有者であるが、確認申請時に建築主(所有者)に限定されてしまうのではないか。	建築確認における提出書類である「各階平面図」に、住宅用防災機器の位置及び種類を記載することとし、建築確認において、建築基準関係規定に適合するかどうかを確認することとなります。
○確認申請時に図面上に明示を行った場合でも、完了検査申請時に再度、報告を求める必要があるとの解釈になるのか。	完了検査における提出書類である「完了検査申請書第4面(工事監理の状況)」の備考欄に、住宅用防災機器の位置及び種類について記載することとし、完了検査において、建築基準関係規定に適合するかどうかを検査することとなります。
○(第四面)工事監理の状況の枠内に「建築設備に用いる材料の種類・・・」の欄があるが、そこに住宅用防災機器の記載を行うことは可能か。	完了検査における提出書類である「完了検査申請書第4面(工事監理の状況)」の備考欄に、住宅用防災機器の位置及び種類について記載することとし、完了検査において、建築基準関係規定に適合するかどうかを検査することとなります。
○消防通知書に、住宅用火災警報装置の設置の有無を記載させるべきではないか。	建築基準関係規定において対象としていない住宅用防災機器が計画又は設置されている場合にあつては、例えば、建築確認や完了検査時における設置状況について連絡するなど、必要に応じて消防部局と調整を行うことが望ましいと考えております。
○設置位置の変更や住宅用防災機器の種類の変更があった場合には、計画変更申請の対象となることでよいか。	設置位置の変更や住宅用防災機器の種類の変更については軽微な変更の対象とはしておらず、計画変更申請の対象となります。
○建築基準法施行令第9条第1項第1号中、消防法第9条の次に、第9条の2を加え、建築基準関係規定を整備するようお願い致します。	平成16年政令第325号において、既に御指摘の改正が行われております。
○増改築時の既存建築物への遡及については、どのような扱いとなるのか。	建築基準法第3条第3項第3号の規定に基づき、当該規定に関する既存不適格建築物について、増改築時には遡及して適用されることとなります。
○住宅用防災機器の種類とは、感知器の種類(煙/熱)を記入すればよいか。	例えば、光電式住宅用防災警報器、イオン化式住宅用防災警報器等と記入することとなります。